



京田辺市バリアフリー基本構想（田辺地区）

バリアフリーでひらく 住みよい街 京田辺



京田辺市バリアフリー基本構想
(田辺地区)

平成23年6月

京田辺市

はじめに

本市を含め、全国的に高齢化が急速に進展してきたことから、高齢者や障がいのある方を含め、誰もが自由に自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、高齢者などの社会参加を困難にしている物理的バリアをはじめ、あらゆる障壁が取り除かれた「人にやさしいまち」を目指し、生活環境を整備することが必要となってきました。



そうしたことから本市では、平成18年12月20日に施行された、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づき、高齢者や障がいのある方をはじめ、妊産婦、子ども連れなど本市で生活する誰もが支障なく円滑に市街地での移動等ができるよう、「京田辺市バリアフリー基本構想（田辺地区）」を策定しました。

本基本構想では、新田辺駅、京田辺駅及び市役所周辺を重点整備地区とし、「バリアフリーでひらく住みよい街 京田辺」を目標に、地区内の商業施設や病院、官公庁施設等とそれらを結ぶ経路について、各々のバリアフリーに関する課題の抽出、今後の整備方針の整理を行いました。

今後はこの基本構想により、重点整備地区（田辺地区）において、施設や経路のバリアフリー整備のみならず、障がいに関する知識を深めるための講習会など、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化に取り組んでまいります。

また、重点整備地区以外につきましても、バリアフリー新法の趣旨を遵守し、市民の方々や関係者の方々と連携しながら、引き続き、市民誰もが安心して移動可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本基本構想の策定にあたりまして、「京田辺市バリアフリー基本構想策定協議会」の委員の方々をはじめ、タウンウォッチング・アンケート調査等にご協力いただいたみなさまのご尽力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年6月

京田辺市長 石井 明三

<目 次>

第1章	バリアフリー新法と基本構想について	1
	1.バリアフリー新法制定の背景と目的	
	2.基本構想策定の背景と意義	
	3.京田辺市バリアフリー基本構想策定の位置付けと計画期間	
第2章	上位関連計画	7
	1.上位計画	
	2.関連計画	
第3章	本市のバリアフリーに関する現況	9
	1.本市の現況	
	2.主な公共施設等の現況	
第4章	市民意向の把握	29
	1.市民アンケート調査	
	2.ヒアリング調査	
第5章	バリアフリー基本構想の目標と方針	36
	1.目標	
	2.方針	
第6章	重点整備地区の選定と生活関連施設、生活関連経路の設定	37
	1.重点整備地区の選定	
	2.生活関連施設、生活関連経路の設定	
第7章	重点整備地区におけるバリアフリー課題の把握	44
	1.タウンウォッチング調査	
第8章	重点整備地区のバリアフリー整備計画	55
	1.バリアフリー整備計画について	
	2.バリアフリー整備方針及び整備目標	
第9章	ソフト方策の展開	88
	1.本市が進めるバリアフリーのソフト施策	
	2.施設管理者が進めるソフト施策	
第10章	バリアフリー推進方策	91
	1.継続した取り組み（スパイラルアップ）の推進	
	2.スパイラルアップのための体制	

参考資料

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の表記について、以下のとおりと
しています。

- ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と表記。
- ・法令等に記載されている身体障害者、知的障害者、精神障害者はそのまま表記。
- ・身体障害、知的障害、精神障害等はそのまま表記。